

契約仕様書にご記載いただきたい事項案（甲＝日野市、乙＝事業者）

※※同一の規定が事業者契約書に含まれていれば差し支えございません。また、変更、修正等のご相談可能です。

1 方針

本電力供給契約は、「日野市電力の調達に係る環境配慮方針」（平成24年1月31日制定）（以下「環境配慮方針」という。）に基づき行うものである。

2 契約条件

契約条件は、環境配慮方針第4条及び第5条に規定した環境評価項目について、同方針別表（第5条、第6条）による「日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準」により、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

3 日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書等の提出

環境配慮方針第6条に基づく「日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）」、及び「日野市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（様式第2号）」に必要な書類を添えて提出すること。

4 電力供給期間等

令和6年（2024年）4月1日午前0時から令和7年（2025年）3月31日24時まで

5 契約仕様概要

- (1) 対象施設 ***
- (2) 需要場所 ***
- (3) 業種及び用途 官公署・事務所、集会施設、体育施設、保養施設、学校、ごみ処理施設等

6 電力需要と契約種別（略）

7 使用電力量の計算（略）

8 電気料金の算定

(1) 電気料金の算定は、計量（検針）期間の使用電力量により施設ごとに行うものとする。

(2) 電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

【低圧電力】

ア 低圧・固定単価契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するもの

契約仕様書にご記載いただきたい事項案（甲＝日野市、乙＝事業者）

※※同一の規定が事業者契約書に含まれていれば差し支えございません。また、変更、修正等のご相談可能です。

とする。また、基本料金にかかる力率割引を適用する場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３ 燃料費調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

【高圧・特別高圧電力】

次の「ア 単価固定契約」「イ 単価変動（市場連動）契約」のいずれかの方法により契約するものとする。

ア 単価固定契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３及び①－４を合計して得た金額とする。

①－１ 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①－２ 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①－３ 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準ずる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

①－４ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

契約仕様書にご記載いただきたい事項案（甲＝日野市、乙＝事業者）

※※同一の規定が事業者契約書に含まれていれば差し支えございません。また、変更、修正等のご相談可能です。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

イ 単価変動（市場連動）契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1、①-2、①-3及び①-4を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①-2 従量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価、を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①-3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

9 入札金額算出方法

(1) 単価固定型契約

①環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

②燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることし、入札時に算定諸元を提出すること。

③燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める公開された算定諸元を用いる場合は本入札において指定する貿易統計、エリアプライス、30分値を使用して当該月の燃料費等調整費を算出し、算定諸元に記載された各数値について契約期

契約仕様書にご記載いただきたい事項案（甲＝日野市、乙＝事業者）

※※同一の規定が事業者契約書に含まれていれば差し支えございません。また、変更、修正等のご相談可能です。

間内は変更がないものとする。

④容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

⑤本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

(2) 市場連動型契約

①損失率は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

②託送電力量料金単価は当該地域の送配電事業者が定める数値もしくは0とする。

③スポット購入手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

④小売手数料は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

⑤環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

⑥燃料調整単価の反映は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることとし、入札時に算定諸元を提出すること。

⑦燃料調整単価を設定する場合、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元を用いる場合は指定する燃料費等調整単価を用いて算出すること。なお受注者が独自に定める算定諸元を用いる場合は、受注者の供給約款に定める算定諸元を用い、本入札において指定する貿易統計、エリアプライスを使用して当該月の燃料費等調整費を算出すること。なお、算定諸元における各種係数について契約期間内は変更を行わないものとする。

⑧容量拠出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。

⑨本入札において、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。

10 支払方法

毎月払い（年12回）とする。

電気料金の請求は、対象施設ごとに翌月の10日までに市に請求し、市はその請求を受理した日から30日以内に請求書記載の方法によりこれを支払うものとする。

ただし、市が別途請求先を指定した場合には、所定の手続きに基づき対応するものとする。

また、請求の際には請求書のほかに施設ごとの内訳（契約電力、使用電力量、単価、電気料金、最大需要電力、力率、その他割引率等）をひとつの電子データとして添付する、あるいはこと。

なお、電子データの形式はエクセル又はCSV形式のファイルとし、提出方法及び詳細については双方の協議により決定するものとする。

11 特記事項

(1)

前記「8 電気料金の算定」において、基本料金の力率割引又は割増、電力料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(2) その他、この仕様書に定めのない事項については、別途当市職員の指示に従うものとする。

契約仕様書にご記載いただきたい事項案（甲＝日野市、乙＝事業者）

※※同一の規定が事業者契約書に含まれていれば差し支えございません。また、変更、修正等のご相談可能です。

12 供給の保証にかかる費用の負担

受注者が一般送配電事業者との契約により電力の供給を行う場合に生ずる料金は、受注者が負担するものとする。また、仕様書等又は契約書に明示されていない事項でも、電力の供給上当然必要となるものについても、受注者の負担で履行する。

13 一般的損害等

契約内容履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

14 監督

発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員に、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

15 使用電力量の増減

発注者の使用電力量は、都合によって予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

16 予算の減額、施設の閉館または大規模修繕による休館等による契約変更等

発注者は、契約時に予定していなかった施設の閉館や大規模修繕による休館等により予定使用電力量を減少させることができる。

17 天災その他不可抗力による契約内容の変更

契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約単価、その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価について、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件の変更の場合には、規定する単価の増減率及び増減額を考慮することとする。